

介護職員処遇改善支援補助金の届出 の手引き

長野県介護支援課サービス係 作成

※今後 Q&A 等により、当手引きの内容に変更等が生じる可能性があります。

用語の定義

「介護職員処遇改善加算」＝処遇改善加算

「介護職員等特定処遇改善加算」＝特定加算

「介護職員処遇改善支援補助金」＝補助金

1 基本的考え方

- 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施する介護サービス事業所等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。
- 補助金の対象となるのは、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。）。
なお、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）特定福祉用具販売は算定対象外
- 対象事業所の介護職員以外の職員を補助金による改善の対象とすることも可能だが、本事業が介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施する。
- 介護報酬の月遅れ請求等があった場合は、当該請求に係る補助額の支給を最大2ヶ月対応することとする。

2 補助金の仕組み

（1）補助金の仕組み

事業者は、基本サービス費に各種加算減算を加えた一月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を取得する。（過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む）

表1 介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	2.1%
夜間対応型訪問介護	2.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.1%
(介護予防)訪問入浴介護	1.0%
通所介護	1.0%
地域密着型通所介護	1.0%
(介護予防)通所リハビリテーション	0.9%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	1.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1.4%
(介護予防)認知症対応型通所介護	2.1%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1.6%
看護小規模多機能型居宅介護	1.6%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	2.0%
介護福祉施設サービス	1.4%
地域密着型介護老人福祉施設	1.4%
(介護予防)短期入所生活介護	1.4%
介護保健施設サービス	0.8%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	0.8%
介護療養施設サービス	0.5%
(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外))	0.5%
介護医療院サービス	0.5%
(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	0.5%

注 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス)を実施する事業所は、通所型は通所介護と、訪問型は訪問介護と同じとする。

表2 介護職員処遇改善支援補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、 (介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、 (介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

(2) 加算の算定額に相当する賃金改善の実施

- 事業者は、補助金の算定額に相当する職員の賃金（基本給、手当（退職手当を除く）、賞与等）の改善を行う。賃金改善の実施に当たっては、対象とする賃金項目を特定して実施する。
- 原則として、介護サービス事業者等は、令和4年2月分から賃金改善を実施しなければならない。ただし、就業規則の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、同月分を令和4年3月分とまとめて支払ってもよい。
- 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。ただし、就業規則の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分及び3月分について一時金等の支払いでよい。

(注1) 賃金改善は、処遇改善加算及び特定加算による賃金改善と区別して算出する。

(注2) 賃金改善の額には、これまでと同様、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

介護職員処遇改善支援補助金に関する Q&A(令和4年1月31日)

○賃金改善全般について

Q1 令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金等での対応も可とされているが、その場合、どの程度の賃金改善を行っている必要があるか。

A1 毎月ごとに賃金改善額が補助額を上回ることを求めるものではないため、令和4年2月分及び3月分として見込まれる補助金額のすべてを、令和4年2月分及び3月分の賃金改善に充てる必要はない。

ただし、賃金改善実施期間全体で、補助金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要であるため、計画的に賃金改善を行っていただきたい。

Q2 「〇月分の賃金改善」というのは、「〇月に支払われる賃金を引き上げる」ということか。

A2 賃金改善対象期間は、原則、令和4年2月分から9月分までとしており、「〇月の労働に対する賃金を引き上げる」又は「〇月に支払われる賃金を引き上げる」のいずれの方法もとりうるものであるが、現行の処遇改善加算等と異なる取扱いにならないよう、各事業所において適切ご対応いただきたい。

3 処遇改善計画書の作成

①補助金の見込額

賃金改善実施期間における介護職員処遇改善支援補助金の見込額をいう。

②賃金改善の見込額

賃金改善見込額

＝介護職員処遇改善支援補助金により実施される賃金の改善見込額を加えた介護職員とその他の職員の賃金の総額

－前年度（前年2月～9月の実績）の介護職員とその他の職員の賃金の総額（＝前年度の賃金水準）

※「処遇改善加算による改善額」、「特定加算による改善額」を含む。

- ②賃金改善見込額が①補助金の見込額を上回ること。
- 前年度の介護職員の賃金総額は、令和3年2月～9月までの8か月間の介護職員の賃金の総額（実績）となりますが、事業規模の拡大等の理由で上記8か月の実績を算出することが困難な場合は、他の適切な方法により前年度の賃金の総額を推定してください。
- またその際の、具体的な推計方法は、
 - 例① サービス提供期間が8か月に満たない場合は、8か月サービスを提供していたと仮定した場合における賃金水準を推計すること
 - 例② 事業規模を拡大した場合は、比較時点にいない職員について、当該職員と同職であって、勤務年数等が同等の職員の賃金水準で推計すること
等が想定されます。
- ※ 法人単位で計画書を提出した事業者で、当該申請に係る事業所等の増減があった場合は、変更届を提出する必要があります。事業所が増加することにより、職員も増えた場合における推計方法は、当該職員と同職であって、勤務年数等が同等の職員の賃金水準で推計し、前年度（前年2～9月）の賃金総額を推計してください。

③ベースアップ等による賃金改善の見込額等

②のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げによる賃金改善に要する見込額及び他の賃金項目による賃金改善要する見込額であって、介護職員とその他の職員毎の総額をいう。

介護職員処遇改善支援補助金に関する Q&A(令和4年1月31日)

○ベースアップ等に係る要件について

Q3 令和4年2月分から賃金改善を行うことが交付要件とされているが、令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金で対応したとしても、4月分以降は毎月賃金改善を行うことが可能か。

A3 本補助金については、賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げに充てることを交付要件としている。

そのため、令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金で対応した場合であっても、令和4年4月分以降は、ベースアップ等による毎月の賃金改善を行うことが必要となる。

Q4 ベースアップ等による賃金改善を開始した後に、利用者が想定よりも増えるなど、補助金の受給額が計画書作成時の

見込額を上回り、ベースアップ等に充てるべき額が増加した場合、必要に応じて再度就業規則等を改正し、基本給又は決まって毎月支払われる手当を更に引き上げることが必要か。

A4 貴見のとおり。

Q5 時給や日給を引き上げるとは、ベースアップ等の引き上げにあたるか。

A5 基本給が時給性の職員について、その時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員について、その日給を引き上げるとは、ベースアップ等の引き上げにあたる。

Q6 令和4年2月及び3月に一時金で賃金改善を行った場合、同年4月から9月までの6か月間においてベースアップ等に係る要件を満たしていればよいか。もしくは、同年2月から9月までの8か月間全体で当該要件を満たしている必要があるか。

A6 令和4年2月及び3月に、ベースアップ等以外の賃金項目について賃金改善を行った場合であっても、同年2月から9月までの8か月間全体の賃金改善額の3分の2以上はベースアップ等に充てられている必要がある。

Q7 ベースアップ等に係る要件については、「介護職員」と「その他の職員」のグループごとに満たす必要があるか。

A7 貴見のとおり。

Q8 賃金改善実施期間における賃金改善額について、「当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる」とされているが、法定福利費等の事業主負担の増加分は、ベースアップ等による賃金改善に含めてよいか。

A8 法定福利費等の事業主負担の増加分については、ベースアップ等による賃金改善には当たらないが、介護職員処遇改善加算等と同様に、ベースアップ等に充てた額以外の分として賃金改善に含めることは可能である。

Q9 賃金改善額の3分の2以上をベースアップ等に充てることが要件とされているが、ベースアップ等に充てた額以外の分について、用途制限はないのか。

A9 賃金改善実施期間全体で、補助金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要であるため、ベースアップ等に充てた額以外の分についても、賞与や一時金等による賃金改善に充てなければならない。

Q10 「決まって毎月支払われる手当」とはどのようなものか。

A10 決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含むが、以下の諸手当は含まない。

- ・月ごとに支払われるか否が変動するような手当
- ・労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養等）

Q11 就業規則等の改正が間に合わず、本年4月以降にベースアップ等による賃金改善が実施できない場合は本補助金の対象外となるのか。

A11 貴見のとおり。

④ 賃金改善実施期間

原則令和4年2月から9月までの期間をいう。

⑤ 賃金改善を行う項目及び方法

賃金改善を行う賃金項目、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載する。

7 届出内容を証明する資料の保管及び提示について

計画書の提出にあたっては、就業規則や労働保険に加入していることが確認できる書類について、計画書提出時に提出いただく必要はありませんが、書類が適切に作成・保管されていることをチェックリストで確認し、誓約いただくとともに、都道府県知事から求めがあった場合には、速やかに提出する必要があります。

8 都道府県への届出

(1) 計画書

提出期限

令和4年4月15日（金）

届出書類

- ① 介護職員処遇改善支援補助金計画書（様式2-1）
- ② 介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（様式2-2）

(2) 実績報告書

提出期限

令和5年1月末

届出書類

- ① 「介護職員処遇改善実績報告書（介護職員処遇改善支援補助金分）」（様式3-1）
- ② 「介護職員処遇改善実績報告書（介護職員処遇改善支援補助金分）」（様式3-2）

(3) 変更の届出

補助金を取得する際に提出した計画書に変更（下記の該当する場合に限る）があった場合には、変更届の提出が必要です。

届出事項	詳細
①事業者の吸収合併等	・会社法の規定による吸収合併、新設合併等により、介護職員処遇改善支援補助金の作成単位が変更となる事業者 ・当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容
②介護サービスの事業所等の増減	・複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者 ・当該申請に関する介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合
③就業規則	・就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合 ・改正の概要を届出

(4) 特別事情届出書

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（補助金による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、特別事情届出書を届け出る必要があります。

届出事項	届出事項詳細
経営の状況	・補助金を取得している介護サービス事業所等の法人収支（介護事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
賃金水準	・介護職員（特定加算を取得し、その他の職種を賃金改善の対象としている場合は、その他職種を含む。）の賃金水準引下げの内容
法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善見込	—
労使の合意	・介護職員の賃金水準を引き下げることにについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意時期及び方法等

9 法人単位で届け出る場合の方法と必要書類

当該補助金については、処遇改善加算等と同様に、**事業所単位で届け出ること、複数の事業所を法人単位でまとめて届け出ること**も可能です。事業所単位で届け出た場合は、補助金額を当該事業所のみ配分することとなり、法人単位で届け出た場合は、届け出た複数の事業所間で配分することができる点も、処遇改善加算と同様です。（法人として、賃金改善の総額が補助金額の総額を上回っていれば、事業所ごとに上回ってなくても構いません。）

10 補助金に関する届出書類等掲載先

【長野県ホームページ掲載 URL】

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課紹介」→「介護職員処遇改善支援補助金について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shogukaizenhozyokin/shogukaizenshien.html>

11 加算の取得要件の周知・確認等について

事業所における賃金改善を行う方法等について、計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知することとされています。また、職員から補助金に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答する必要があります。

12 各様式に係る注意事項

① 別紙様式 2 - 1

介護職員処遇改善支援補助金計画書

2 賃金改善計画について

※詳細は別紙様式2-2に記載

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。

I 補助金による賃金改善を行う総額が補助金による収入額(補助金の見込額)を上回ること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(e)					円	要件 I
②賃金改善の見込額(i-ii)(右欄の額は①欄の額を上回ること)					円	
i) 賃金改善実施期間(④)に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額(見込額)					円	
ii) 令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】					円	
③ベースアップ等による賃金改善の見込額						
i) 介護職員の賃金改善の見込額(f-1)	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(f-2))	(一月あたり)	円	() %	要件 II	←
			円			
ii) その他の職員の賃金改善の見込額(g-1)	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(g-2))	(一月あたり)	円	() %	←	
			円			
④ 補助金による賃金改善実施期間				令和4年	月	～
					月	

【記入上の注意】

・② i) 「賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額(見込額)」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

・② i) 及び② ii) 「令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額」には、処遇改善加算及び特定加算を取得し実施される賃金の改善(見込)額を含む額を記載すること。

○ ②賃金改善の見込額は①介護職員処遇改善支援補助金の見込額を上回ること

○ ② i) 賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)

- ・賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・処遇改善加算及び特定加算による賃金改善見込額を含む

○ ② ii) 令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額

【基準額1】

- ・ 処遇改善加算及び特定加算の加算総額を含む

○ ③ベースアップ等による賃金改善の見込額

- ・ i) 介護職員の賃金改善の見込額(f-1)のうち、3分の2以上がベースアップ等による賃金改善の見込額(f-2)であること。
- ・ ii) その他の職員の賃金改善の見込額(g-1)のうち、3分の2以上がベースアップ等による賃金改善の見込額(g-2)であること。

○ ②賃金改善の見込額(i-ii)については③ベースアップ等による賃金改善の見込額の

「i) 介護職員の賃金改善の見込額(f-1)」+「ii) その他の職員の賃金改善の見込額(g-1)」
に一致します。

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

○ 必要な書類が保管されていることを上記のチェックリストで確認し誓約いただくとともに、指定権者から求めがあった場合には、速やかに提出するようにお願いします。

②別紙様式2-2

(参考) 補助金別紙様式2-2 介護職員処遇改善支援補助金計画書(施設・事業所別個表)

【記入上の注意】 ・補助金取得予定には、補助金を取得する事業者は「○」を記入し、補助金を取得しない事業者は「×」を記入すること。
 ・処遇改善支援補助金計画書は、現行の処遇改善加算等の計画書と同様、法人一括での作成が可能であり、法人全体で交付要件を満たしていれば足りること。
 ・(中1)及び(中2)には、賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額(見込額)(2②i)と、「令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額(2②i)と比較し、その差額を事業所ごとに記入すること。
 ・(中2)及び(中2-2)には、13 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法」に記載した具体的な取組に基づく賃金改善の見込額を記載すること。

法人名	
2① 介護職員処遇改善支援補助金(見込額)の合計[円](a)	

補助金取得予定	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	算定する介護職員処遇改善加算の区分 (「1」～「10」を算定しない、事業所は補助金を取得できません)	一月あたり介護職員総額に算定する(処遇改善加算及び物入加算の額を記入してください)	1単位あたりの単価[円](b)	交付率(%)	交付対象月(d)	介護職員処遇改善支援補助金				
			都道府県	市区町村								合計を(a)に換算				
												(中1) 介護職員処遇改善支援補助金の見込額 (a×b×c×d) [円]	(中2) 上記のうち、ベースアップ等による賃金改善の見込額[円]	(中2-1) その他職種の賃金改善見込額[円]	(中2-2) その他職種のベースアップ等による賃金改善の見込額[円]	(中2-3) その他職種のベースアップ等による賃金改善の見込額[円]
1											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
2											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
3											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
4											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
5											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
6											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
7											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
8											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
9											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
10											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
11											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
12											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
13											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
14											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
15											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
16											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
17											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
18											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					
19											令和4年 月～令和4年 月(ヵ月)					

○ 給付サービス、予防サービス、総合事業のサービスは必ず行を分けて記載してください。具体的な記載方法は次のQ&Aを参照してください。

介護職員処遇改善支援補助金に関する Q&A (vol. 3) (令和 4 年 3 月 23 日)

Q4 処遇改善支援補助金計画書及び処遇改善支援補助金実績報告書において、介護サービスと介護予防サービスのいずれも提供している事業者が、処遇改善支援補助金計画書及び処遇改善支援補助金実績報告書に「サービス名」を記入する際、介護サービスと介護予防サービスとを区別して記載することが必要か。

A4 補助金の交付事務において、都道府県及び国保連合会が交付対象となる事業所やサービスを適切に特定した上で補助金額の算出等を行うため、介護サービスと介護予防サービスとを区別して様式に記載することが必要となる。例えば、短期入所生活介護サービス事業所と介護予防短期入所生活介護サービス事業所が同一の事業所番号で紐付いている場合、両事業所がともに介護職員処遇改善支援補助金を取得するためには、補助金別紙様式 2-2 「サービス名」の欄に、両事業所を区別し、2 行に分けて記載すること。

その際、(f-1)、(f-2)、(g-1) 及び (g-2) の列について、両事業所の賃金改善の見込額を区別して記入することが難しい場合は、介護サービスに一括計上（介護予防サービスはゼロ又は空欄）とすることも可能であること。